

委託業務特記仕様書（令和元年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（本業務の特記仕様事項）

- 第5条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

- 1 設計協議
業務着手時、中間（1回）、成果品納入時に協議を行う。
- 2 設計計画
設計に先立ち業務の目的及び内容を把握し、現況の把握及び関連資料の収集を行う。

3 資料収集整理

要求性能に照らし、最適な性能規定及び性能照査手法を選定するための資料等を収集し、整理・提案する。

4 対策工設計

(1) 利用・自然条件設定

補修設計を行うに当たっての利用条件、自然条件などの設計条件を整理する。

(2) 土質資料整理解析

既存の土質資料を整理・解析し、所要の土質条件を設定する。

(3) 照査用震度算出

一次元の地震応答解析により、レベル1地震動の照査震度を算出する。

(4) 維持管理の検討

維持管理方針に基づき、設計条件として施設の設計供用期間内に考慮すべき維持管理項目の検討を行う。

(5) 比較構造諸元の検討

選定した構造形式について検討するための比較構造諸元を設定し、設定した構造形式の標準断面図、平面図等の必要な図面を作成する。

(6) 安定性の照査

設定した比較構造形式について、性能規定等に基づき永続状態、変動状態の安定性の照査を行う。

(7) 構造諸元の決定

安定照査により決定された各構造形式に対して、概算数量及び概算工事費（標準的な維持管理費を含む）の算定、各種要件（安定性、耐久性、経済性、施工性等）の検討を踏まえて総合的な比較・検討を行い、最適な構造形式を決定する。

(8) 詳細設計

決定された構造形式に対して、腹起しと腹起し取付部の設計、上部工と頂部工等の配筋計算を行う。

(9) 付属構造物設計

物揚場付属施設（防舷材、係船柱等）の設計を行う。

(10) 施工計画

現地の状況を踏まえ、施工計画を作成する。

(11) 図面作成及び数量計算

平面図、縦断面図、標準断面図等の工事に必要な設計図面を作成し、材料等の工事数量の計算を行う。

5 照査及び報告書作成

設計計算書、図面等の点検、照査、とりまとめを実施し、報告書の作成を行う。報告書については、設計条件、使用した基準、対策工決定の根拠や経緯等についてわかりやすくとりまとめる。